

記入例

第1号様式（第2条関係）

敬老事業対象者台帳閲覧申出書兼誓約書

令和〇年〇月〇日

郡山市長

申出者 住所 郡山市〇〇町1-10
名称 〇〇地区町内会
職・氏名 会長 郡山 太郎
電話 090-0000-0000

閲覧者 住所 郡山市〇〇町2-10
氏名 郡山 花子
閲覧者 住所
氏名

次のとおり、敬老事業対象者台帳の一部の写しの閲覧を申し出ます。なお、閲覧に当たっては、裏面の誓約事項を遵守します。

閲覧年月日（期間）	令和8年6月16日～令和8年6月30日
閲覧の目的	敬老事業に係る敬老会開催に必要な名簿を作成するため
閲覧の範囲	（対象者）〇〇地区町内に居住する75歳以上の市民 郡山市一部（〇〇町〇丁目、〇〇町〇〇字〇〇）
閲覧の方法	<input type="checkbox"/> 敬老事業対象者台帳閲覧記録用紙（第2号様式）へ転記 <input checked="" type="checkbox"/> 敬老事業対象者台帳の貸出
閲覧情報取扱者の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 役員のみ <input type="checkbox"/> その他（ ）
個人情報取扱責任者	<input checked="" type="checkbox"/> 申出者に同 <input type="checkbox"/> 申出者以外 住所 職・氏名
閲覧情報の管理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 金庫等施錠できるものの中に保管 <input type="checkbox"/> その他（ ）
誓約事項	裏面のとおり
添付資料	自治会等会則の写し

※ 自治会等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者となります。また、個人情報取扱事業者が、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で当該個人情報を提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。（同法第179条）

※ 過失による紛失や漏えいなどは、個人情報保護法による罰則の対象とはなりません。民法（明治29年法律第89号）上の損害賠償請求がなされる可能性があります。

誓約事項

- (1) 閲覧した個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき利用目的の制限、安全管理措置等を遵守し、閲覧した個人情報を適正に管理します。
- (2) 閲覧した個人情報は、前記の閲覧目的以外には使用せず第三者に提供しません。また、個人情報の利用で問題が生じた場合は申出者・閲覧者の責任において処理します。
- (3) 配偶者からの暴力及びストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）（通称：ストーカー規制法）によるストーカー行為等の被害者である住民基本台帳等に関する支援措置対象者についての情報を含まない敬老事業対象者台帳の写しであることに了承します。
- (4) 敬老事業対象者台帳の貸出による閲覧の場合、閲覧年月日（期間）内に遅滞なく当該台帳市へ返却するとともに、閲覧により取得した個人情報をを用いた敬老事業が完了した際は、個人情報の保護に関する法律第22条の規定により、個人情報取扱責任者の下、遅滞なく取得した情報を処分します。
- (5) 本市の執務に支障があるときは、職員の指示に従い閲覧を制限若しくは中止することに同意します。

事務処理欄	<input type="checkbox"/> 運	申出者又は閲覧者の本人確認	確認印
	<input type="checkbox"/> その他	記入不要	